

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

規則

秋田県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則(七一・水産漁港課)…………… 1

秋田県水防規則の一部を改正する規則(七二・河川砂防課)…………… 1

規 則

秋田県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七十一号

秋田県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

秋田県内水面漁業調整規則(昭和四十年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の表中「北秋田郡比内町」及び「北秋田郡田代町」を「大館市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年六月二十日から施行する。

秋田県水防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月十七日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七十二号

秋田県水防規則の一部を改正する規則

秋田県水防規則(昭和二十五年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。


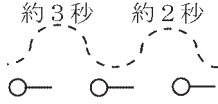

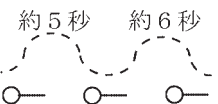
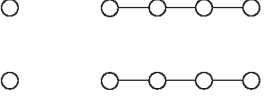
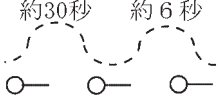
第一条第一項中「(以下「法」という。)(第十一条)を「第十八条」に、「は、附図一のとおり」を「の様式は、様式第一号によるもの」に改め、同条第二項中「車馬」を「車両」に改める。

第二条中「法第十三条第一項」を「水防法第二十条第一項」に、「附図二」を「別表」に、「もの」を「者」に改める。

第三条の見出しを「(身分証明書)」に改め、同条中「法第三十六条第二項」を「水防法第四十九条第二項」に、「身分証明証票は、附図三のとおり」を「身分を示す証票の様式は、様式第二号によるもの」に改める。

附則の次に次の別表及び二様式を加える。

別表 水防信号(第2条関係)

方 法 区 分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
避 難 信 号		
出 場 信 号		
警 戒 信 号		

様式第1号 優先通行の標識(第1条関係)



備考 図及び文字を赤色で、その他の部分を白色で表示する。

様式第 2 号 身分証明書 (第 3 条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、水防法第49条第 1 項の規定による立入りをすることができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

9 センチメートル

7 センチメートル

(裏面)

水防法抜粋

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附図一から附図三までを削る。
附 則
この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)
発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田株式会社
電話 082-8766000
FAX 082-8766000
E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社
印刷部

